

大分県報

令和元年
七月十七日
（二〇）

（水曜日）

目次

人事委員会告示

不服申立て事案の却下決定に係る公示送付……………一

○人事委員会告示

大分県人事委員会告示第一号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成二十年大分県人事委員会規則第十五号。以下「規則」という。）第十二条第二項の規定による審査請求の却下決定書について、次に掲げる者に送付することができないので、規則第六十一条第二項の規定により、次のとおり公示する。

令和元年七月十七日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

一 審査請求人の氏名

横山 秀吉、安達 耕三、穴瀬 信之、荒巻 卓、安藤 昭、安東 恒太郎、池邊 昭則、伊藤 武二、伊藤 義秀、井上 政弘、岩丸 陸文、内山 修三、衛藤 昭男、大久保 祐信、大塚 靖生、大塚 陽一、岡松 源、奥川 勲、小田 和彦、小野 克之、小野 昭六、小野 正裕、小幡 知巳、金子 義之、上鶴 嘉久、川崎 敬之助、河野 修、川野 一次、河野 貞行、木本 同人、吉良 昭生、吉良 秀夫、工藤 義彦、児玉 壽、後藤 往生、後藤 君雄、後藤 忠國、後藤 義則、後藤 吉弘、小袋 正也、佐藤 忠信、下村 勝雄、首藤 英章、首藤 昌信、生野 彰、瀬口 澄子、田中 保、提 秀雄、都留 武敏、戸林 教臣、鳥養 孝好、野中 満吉、秦 清太郎、姫野 峻、本郷 公威、牧 壽男、松岡 晴義、宮迫 睦昭、宮本 茂登一、室積 孝幸、桃田 學、館積 矢野 俊彦、山下 久、山本 修、横山 禎毅、吉川 忠之、吉田 清年、

吉田 豊治、鷺司 大乗

二 送付する文書
令和元年七月十七日付け却下決定書の正本

（送付する文書は、省略し、大分県人事委員会において保管する。）

三 規則第六十一条第三項の規定により、送付があったものとみなされる日
令和元年八月一日

四 公示の理由等

1 一の審査請求人（以下「請求人」という。）に係る審査請求について、当委員会では請求人の死亡を確認したところ、請求人の相続人等から当委員会に対し、請求人の死亡の日の翌日から起算して一年以内に規則第八条第一項の規定による審査請求手続承継の申立てがなされなかった。

2 よって、規則第十二条第一項第三号の規定により、令和元年七月十七日付けで審査を打ち切り、審査請求を却下することを決定した。

3 1に掲げる事情により、当該却下決定書については、請求人に送付することができないので、公示の方法による送付をするものである。

4 なお、当該却下決定書は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付することができる。